

「受動喫煙防止対策セミナー」のご案内

受動喫煙防止を強化する健康増進法の一部改正が、平成30年7月18日、参院本会議で与党などの賛成多数で可決・成立しました。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) ホテルの客室以外や飲食店など多くの人が利用する施設・店舗は、原則、屋内禁煙(喫煙専用室でのみ喫煙可)
- (2) 東京五輪・パラリンピック直前の2020年4月1日から全面实施。
- (3) 罰則あり(灰皿の撤去などの対策を怠った施設管理者に50万円以下、禁煙場所で喫煙した人に30万円以下の過料)。
- (4) 個人経営または資本金5000万円以下の中小企業で客席面積100㎡以下の既存飲食店は、店頭「喫煙」などと表示すれば、店内で喫煙可。加熱式たばこは、喫煙専用室であれば飲食しながら喫煙可。
- (5) 学校・病院・児童福祉施設・行政機関などは敷地内禁煙。ただし、「屋外の受動喫煙防止措置済み喫煙場所」であれば喫煙可。

(公社)福岡県労働基準協会連合会では、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会と共同して、地区協会主催の全国労働衛生週間説明会の場におきまして、受動喫煙防止対策に係る説明会を実施いたします。

実施する日時、会場、お申込み先協会は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 令和元年9月4日(水) 13時30分から
場 所 大牟田市労働福祉会館(大牟田市笹林町1丁目1番1)
申込み先 大牟田労働基準協会 電話0944-51-9030

- 2 日 時 令和元年9月6日(金) 14時から
場 所 アートクレフクラブ(福岡県北九州市八幡西区瀬板2丁目4-7)
申込み先 八幡労働基準協会 電話093-661-5288